

## 地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

## 地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

## 岡山県財務規則

(入札保証金の減免)

第三百三十三条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第三百三十一条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 当該一般競争入札に付する入札について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 当該一般競争入札に付する入札について、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。）と契約保証の予約をしたとき。
- 三 第三百三十条第一項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 過去二年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上締結してこれらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 五 その他前各号に準ずると知事が認めるとき。

(平一九規則四三・平二四規則二八・一部改正)

(予定価格の決定)

第三百三十七条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の予定価格を決定し、その予定価格を封書にして、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

(入札の無効)

第百四十条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争入札に参加することのできない者のした入札
- 二 談合してした入札
- 三 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は当該納付額が不足する入札
- 四 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- 五 同一事項について二以上の入札をした入札
- 六 指定の日時までには到達しない入札
- 七 第百三十五条の規定に違反する代理人のした入札
- 八 前各号に掲げるもののほか、入札についての条件に違反した入札